外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）

改　正　後	現　行
（略） １（略） ２　役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1) 根拠法令及び事務の取扱い ①（略） ②　外為令第17条第２項の規定に基づく許可 ①の取引に関して イ．特定技術を内容とする特定記録媒体等を特定国に輸出しようとする者 又は ロ．特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の本邦からの送信を行おうとする者 は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ただし、①の許可を受けている場合には、この限りではない。 なお、この経済産業大臣の許可(有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙２－２に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局(経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第12条でいう経済産業局(通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」（平成17年２月25日付け平成17･02･23貿局第１号・輸出注意事項17第７号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可、特別一般包括役務取引許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可及び特定子会	（略） １（略） ２　役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1) 根拠法令及び事務の取扱い ①（略） ②　外為令第17条第２項の規定に基づく許可 ①の取引に関して イ．特定技術を内容とする特定記録媒体等を特定国に輸出しようとする者 又は ロ．特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の本邦からの送信を行おうとする者 は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ただし、①の許可を受けている場合には、この限りではない。 なお、この経済産業大臣の許可(有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙２－２に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局(経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第12条でいう経済産業局(通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」（平成17年２月25日付け平成17･02･23貿局第１号・輸出注意事項17第７号。以下「取扱要領」という。）に定める特別一般包括役務取引許可、一般包括役務取引許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可及び特定子会

社包括輸出・役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。 (2)～(6)（略） ３（略） 別紙１～別紙４（略） 参考様式１～参考様式４（略）	社包括輸出・役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。 (2)～(6)（略） ３（略） 別紙１～別紙４（略） 参考様式１～参考様式４（略）